

更 生 相 談

身体障害者の更生援護に必要な専門的な知識・技術についての相談及び指導を実施しています。補装具の処方及び適合判定、施設入所の判定、その他医療相談を無料で受けることができます。

(手足・体の障害の相談)

- ・ 7月10日(月) 熊谷児童相談所
- ・ 7月7日(金)、7月14日(金)、7月21日(金)
- 7月28日(金) 総合リハビリテーションセンター

(知的障害のご相談)

- ・ 7月3日(月)、7月12日(水) 熊谷児童相談所
 - ・ 8月7日(月)、8月9日(水) 熊谷児童相談所
- 予約制ですので、早めに福祉介護課へご連絡ください。

問合せ 福祉介護課 ☎66・3111 内線144

低所得世帯支援給付金について ***受給には手続きが必要です***

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円の給付金を支給します。

●給付金の対象となる方

①非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)時点で長瀬町に住民登録があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外

②家計急変世帯

①のほか、予期せず令和5年1月から令和5年8月までの家計が急変し①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
※①②重複しての受給はできません

●給付額 1世帯あたり3万円

●給付を受ける手続き

①非課税世帯

対象となる世帯には町から「低所得世帯支援給付金支給要件確認書」を送付します(7月下旬以降準備でき次第送付予定)。必要事項を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。
※返送がない場合は本給付金の受給ができません。
※非課税世帯であっても、世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方や未申告の方がいる場合、給付金を受け取るには申請(②家計急変世帯と同様の手続き)が必要です。

②家計急変世帯

「低所得世帯支援給付金(家計急変世帯分)申請書(請求書)」及び「簡易な収入(所得)見込額の申立書」に必要事項を記載の上、必要書類(収入が確認できる書類等)を添付して申請してください。
※必要書類はホームページ又は福祉介護課窓口に準備しております。

●申請期限 令和5年10月2日(月)まで

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

介護保険料「納入通知書」「特別徴収開始通知書」発送のお知らせ

65歳以上の方のうち、納付書で介護保険料を納付していただく方へ、令和5年度分の納入通知書を発送します。

また、年金からの天引きにより介護保険料を納付していただく方には、令和5年度分の特別徴収開始通知書を7月下旬に発送する予定です。

介護保険制度は助け合いの制度です。被保険者の皆さんにご負担いただく介護保険料は、制度運営の大切な役割を担っています。介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

■納付書による納付(普通徴収)

年金額が年額18万円未満の方や、老齢福祉年金を受給している方が対象です。

■年金からの天引き(特別徴収)

年額18万円以上の老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金を受給している方が対象です。

問合せ 福祉介護課 介護包括ケア担当 ☎66・3111 内線143